

留学生フォーラム

～外国人留学生在日本で就職を勝ち獲るために～

今年度の「留学生フォーラム」は、「外国人留学生在日本で就職を勝ち獲るために」と題し、古城 良様に留学生在が就労するための注意点についてお話しをしていただきました。また、元留學生の李 賛侖様からは応援メッセージをいただきました。留學生就活応援セミナーを去年に引き続いてオンラインで開催しました。

概要

- 日時 令和3年8月28日(土) 14時00分～15時30分
- 講師 第1部 古城 良様 (福岡県行政書士会国際渉外部 前部長)
- 参加人数 54名
- 講師 第2部 李 賛侖様 (油機エンジニアリング株式会社)

事業紹介

【第1部】

福岡県行政書士会国際渉外部 前部長の古城様から日本で就職を希望している留學生が必ず守らなければならないマナーや注意点について詳しくお話しいただきました。

在留資格の種類、在留資格ごとに、認められる仕事内容とその在留資格を得るための要件を分かりやすく説明していただきました。また、外国人が困ったときに相談することができる外国人無料相談会の紹介もしていただきました。古城 良様の講演内容より抜粋→

【第2部】

日本で就職を希望している留學生に外国人留學生の国内就職の厳しい現状や学生の内々に勉強して資格をたくさん取得しておく必要性など詳しくお話しいただきました。元留學生の李様は、現在は外国人の就職、転職希望者との面談や人材紹介のマッチング等をおこなっておられます。参加した留學生に体験談や応援メッセージを送っていただきました。

2回目のオンライン開催となりましたが、ネパール、ベトナム、中国、スリランカ、インドネシアからの留學生54名に参加していただきました。



↑ 李 賛侖様の講演内容より抜粋→

在留資格一覧表

出入国在留管理庁 Immigration Services Agency of Japan

就労が認められる在留資格 (ビザ種類あり)		身分・地位に基づき在留資格 (ビザ種類なし)	
在留資格	該当例	在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族	永住者	永住許可を受けた者
公用	外国政府等の公使に就任する者及びその家族	日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
教授	大学教授等	永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
芸術	作曲家、画家、作家等	特定技能	日系3世、外国人配偶者の連れ子等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等		
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等		
高度専門職	ポイント制による高度人材		
経営・管理	企業等の経営者、管理者等		
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等		
医療	医師、歯科医師、看護師等		
研究	政府関係機関や企業等の研究者等		
教育	高等学校、中学校等の語学教師等		
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等		
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者		
介護	介護福祉士		
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等		
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等		
特定技能(注1)	特定産業分野(注2)の高技能従事者		
技能実習生	技能実習生		

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格 (ビザ)

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

(注1) 平成31年4月1日から
(注2) 分野：ビルのクリーニング、高付材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関係産業、製鉄、造船・船用工業、自動車整備、航空、航海、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業 (平成30年12月25日閣議決定)

※ 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

2.2023年卒の就活スケジュール

